

令和7（2025）年3月28日開催

令和7（2025）年度

柏崎市農業委員会 第25期 第22回総会議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会 第25期 第22回総会 議事録

- 1 日 時 令和7(2025)年3月28日(金)
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第4条許可申請について
議第2号 農地法第4条事業計画変更承認申請について
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第4号 農地法第5条許可申請について
議第5号 農地法第3条許可申請について
議第6号 令和7(2025)年度柏崎市農業委員会業務計画について
議第7号 令和7(2025)年度最適化活動の目標の設定等について
議第8号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積等促進計画の決定について
議第9号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積等促進計画の変更について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後1時30分

山崎事務局長

これより、第22回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

石塚議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人であり、欠席報告1人。現在の出席委員数は18人で、過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席委員数は24人であり、

石塚議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。これより第22回

総会を開催いたします。

次に、議事録署名委員についてお話しします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

それでは、4番 関矢 光孝委員、16番 灰野 善栄委員の2人を議事録署名委員に指名します。

石塚議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第4条許可申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは議案書1ページを御覧ください。議第1号 農地法第4条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請人、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 比角、畑、6.3㎡。宅地の拡張。第3種でございます。

本件につきまして、申請者は、今後予定している居宅の建替えと併せて、居宅に隣接する申請地を通路及び庭として利用する予定となっております。

申請番号2 城東二丁目、田、194㎡。貸車庫。第3種でございます。

本件につきまして、昭和59(1984)年頃に申請者の先代が申請地において自家用車のための車庫を建築し、現在は、近隣住民のための貸車庫として利用されていることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号3 安田、外1筆、田、161㎡、畑、90㎡、合計251㎡。農業用倉庫敷地の拡張。第2種でございます。

本件につきまして、昭和54(1979)年頃から農業用倉庫の敷地の一部として、農業用機械及び車両の回転場、資材置場及び通路として利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の1ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございま

せんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 2 号 農地法第 4 条事業計画変更承認申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは、議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 土地の所在地 宝町、地目及び面積 田、1,021 m²。申請事由 貸倉庫。農地区分 第 3 種でございます。

本件につきまして、平成元(1989)年 3 月 22 日付けで農地法第 4 条許可を受け、集合住宅を建築する予定でしたが、許可後に貸倉庫を建築したことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認承認を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 2 ページ上段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 2 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

石塚議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」、事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、申請事由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 善根、田、304 m²。農地利用。第 2 種でございます。

本件につきまして、当初計画者が一般個人住宅を建築する予定でしたが、これを変更し、承継者が農地として利用するものです。

議第 5 号 第 3 条許可申請 申請番号 3 に関連するものです。

申請番号 2 善根、田、89 m²。農作業所及び農機具格納庫。第 2 種でございます。

本件につきまして、当初計画者は承継者の亡き父であり、平成 5(1993)年 3 月 25 日付けで農地法第 5 条許可を受け、申請地を道路として利用する予定でしたが、許可後に当初計画者が農作業所及び農機具格納庫を建築し、現在も承継者が利用していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認承認を求めるものです。

申請番号 3 野田、外 2 筆、田、835 m²。介護施設敷地の拡張。第 2 種でございます。

本件につきまして、当初、通路及び駐車場として利用する予定でしたが、これを変更し、隣接する介護施設の敷地として、施設利用者のための家庭菜園や果樹園、花壇作りのために利用するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 2 ページ下段のとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」、申請番号 1 の案件が、農地利用最適化推進委員に関する案件でありますので、委員の退席を求めます。

－ 委員退席 －

石塚議長

事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請の申請番号 1 について、御説明いたします。

土地の所在地 女谷、地目 田、面積 6.61 m²。申請事由 農機具置場。農地区分 第 2 種でございます。

本件につきまして、譲渡人の先代が、申請地に砂利を敷き詰めたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請番号 1 の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 4 号の申請番号 1 の案件を承認処分と決定いたします。

石塚議長

議第 4 号の申請番号 1 の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました委員の入室を求めます。

－ 委員入室 －

石塚議長

委員に退席を求めましたが、議第4号の申請番号1の案件は許可処分と決定いたしました。

続いて、議第4号 申請番号2の案件について、事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書4ページを御覧ください。

議第4号 農地法第5条許可申請の申請番号2について、御説明いたします。

土地の所在地 松波四丁目、地目 畑、面積 1,292 m²。申請事由 クリーンセンター建替工事に伴う工事現場事務所及び作業員詰所のための一時転用。農地区分 第2種でございます。

本件につきまして、今後予定されているクリーンセンターの建替え工事に当たり、本工事前の調査・設計及び、折衝・工程管理等のための現場事務所及び作業員詰所のほか、関係者の駐車スペースが必要となることから、申請地を一時転用して利用するものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の3ページのとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 議長との声あり －

No,3 安野 検一農業委員

計画図の18ページの図面、かぎ型になっている場所の地目は何になっていますか。

大橋係長

こちらの左下のかぎ型になっているところの地目は、宅地になっております。こちらの土地と〇〇を一体利用する計画になっております。

No,3 安野 検一農業委員

今もう宅地なのですね。

大橋係長

はい。

No, 3 安野 検一農業委員

はい、ありがとうございます。

石塚議長

よろしいでしょうか。ほかに御意見・御質問はございませんか。

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請番号 2 の案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 4 号の申請番号 2 の案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 5 号 農地法第 3 条許可申請について」、申請番号 1 の案件が、農地利用最適化推進委員に関する案件でありますので、委員の退席を求めます。

－ 委員退席 －

石塚議長

事務局の説明を求めます。

吉田主事

はい、事務局でございます。議案書 5 ページを御覧ください。

議第 5 号 農地法第 3 条許可の申請番号 1 について、御説明いたします。土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a あたりの価格、の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 女谷、外 8 筆、田、6,284 m²。自作地の売買。経営規模拡大。

審査結果の 4 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 について、地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田が現地調査を行いました。審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号の申請番号 1 の案件を許可処分と決定するこ

とに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 5 号の申請番号 1 の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました委員の入室を求めます。

－ 委員入室 －

石塚議長

委員に退席を求めましたが、議第 5 号の申請番号 1 の案件は許可処分と決定いたしました。

続いて、議第 5 号 申請番号 2 から 4 までの案件について、事務局の説明を求めます。

吉田主事

申請番号 2 から 4 について御説明いたします。

申請番号 2 桜木町、畑、79 m²。自作地の売買。新規就農。

申請番号 3 善根、田、304 m²。自作地の売買。経営規模拡大。

申請番号 4 北条、外 4 筆、田及び畑、6,020 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。

審査結果の 4 ページを御覧ください。案件である申請番号 2 から 4 について、審査の結果、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号の申請番号 2 から 4 までの案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 5 号の申請番号 2 から 4 までの案件を許可処分と決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第 6 号 令和 7(2025)年度柏崎市農業委員会業務計画について」及び「議第 7 号 令和 7(2025)年度最適化活動の目標の設定等について」を一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

山崎局長

議第 6 号及び議第 7 号を一括して御説明申し上げます。この 2 案につきましては、農地利用最適化推進委員の皆様からも意見をお伺いするとともに、採決に加わっていただきます。

まず、議第 6 号 令和 7 年(2025 年)柏崎市農業委員会業務計画について御説明申し上げます。議案書 6 ページから 10 ページまでとなります。

計画の構成は、大きく分けて 2 つです。ローマ数字の I で事業方針を、ローマ数字の II で事業の実施計画を定めています。

令和 7(2025)年度の特徴といたしましては、6 ページの 1 農業・農村及び農業委員会をめぐる情勢と課題等の項目にある 7 ページの(5)で表現しているように、「制定から四半世紀が経過した食料・農業・農村基本法が昨年 6 月に改正され、食料供給困難事態対策法、農振法等改正法、スマート農業技術活用促進法が成立するなど、農政は大きな転換期を迎えている。」ことを掲げました。また、6 ページの(1)にありますように、「農地利用の最適化」、繰り返しになりますが、つまり、担い手の育成・確保、農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消を課題として掲げていることは、これまでと同様です。

7 ページの「2 事業の実施方針」では、1 に掲げた情勢と課題を踏まえ、農地法を始めとする農地制度の公正・公平な運用はもとより、「地域農業・農村の 10 年後の羅針盤となる「地域計画」が策定されたことを受けて、その実現に向けた取組の推進が求められることから、関係機関や団体等とより連携して事業に取り組むこと」を柱に、(1)から(4)までの事項を掲げました。

次に、8 ページから 10 ページに渡っての、「II 事業の実施計画」では、ローマ数字の I での事業方針を踏まえ、1 会議、2 事業関係、3 その他、として掲げてあります。

続きまして、議第 7 号 令和 7(2025)年度最適化活動の目標設定等について、御説明申し上げます。議案書 11 ページから 15 ページまでとなります。

この最適化活動の目標設定等につきましては、農林水産省経営局長通知とそこで定められた様式に基づき、令和 4(2022)年度から設定しているものであります。

この設定した最適化活動の目標については、設定後、農業委員会ネットワーク機構、これは、一般社団法人新潟県農業会議のことですが、その確認を受けた上で、インターネットの利用その他適切な方法で公表することとなっております。

内容といたしましては、議案書の 12 ページ以下となります。ローマ数字 I で農業委員会の状況、ローマ数字 II で最適化活動の目標。以下、1 最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、(3)新規参入の促進、2 最適化活動の活動目標となります。

2 最適化活動の活動目標、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、昨年と同様に、農業委員会系組織における統一的な取組として示されていた、「月当たり概ね 10 日程度」

を基準に設定したところです。また、同じ表にあります最適化活動を行う農業委員の人数は16人で、中立委員である3人の委員さんは含んでおりません。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。事務局から説明があったように、農地利用最適化推進委員の皆様からも御意見、御質問をお願いいたします。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

なければ質疑を終了いたします。採決は一件ごとに行います。採決にも、農地利用最適化推進委員の皆様に加わっていただきます。

まず、議第6号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第6号について事務局の提案のとおり決定いたします。

次に、議第7号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第7号について事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第8号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積等促進計画の決定について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

事務局でございます。それでは本日配布しました厚い議案書を御覧ください。事前にお送りしている議案書の続きのページ番号となっております。最初のページである16ページを御覧ください。議第8号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積等促進計画の決定について、説明いたします。

農地中間管理事業に基づく、農用地利用集積等促進計画を下記のとおり定める。

1、事業の区分、農地中間管理事業。2、権利の種類、賃借権・使用賃借権。3、権利の設定・移転の別、設定。4、権利の開始日、令和7(2025)年5月31日・令和7(2025)年6月5日。5、権利の設定期間、5年・6年・10年・17年・20年。6、対象農地の面積、田(3,068筆)2,603,276.19㎡、畑(87筆)13,656.45㎡、その他(39筆)20,805.00㎡、計(3,194筆)2,637,737.64㎡。7、関係人の数、受人163人、渡人618人、転貸人1人(新潟県農林

公社)。8、実施地区、柏崎市。9、公告予定年月日につきましては、令和7(2025)年5月30日を予定しております。計画の明細は、17ページから214ページまでとなります。本件につきましては、本総会の議決をもって、市へこの計画は適当であることを回答いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

ないようですので、質疑を終了いたします。議第8号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第8号について、事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

続いて、「議第9号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積等促進計画の変更について」、事務局の説明を求めます。

和田主任

事務局でございます。引き続き、本日配布いたしました、薄い議案書を御覧ください。第8号の議案書の続き番号となっております。最初のページである215ページを御覧ください。議第9号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積等促進計画の変更について、説明いたします。

農地中間管理事業に基づく農用地利用集積等促進計画を下記のとおり変更する。

1、事業の区分、農地中間管理事業。2、権利の種類、賃借権・使用賃借権。3、権利の設定・移転の別、移転。4、権利の移転日、令和7(2025)年5月31日。5、権利の終了日、明細表に記載のとおり。6、対象農地の面積、田(395筆)374,346.64㎡、畑(2筆)1,051.00㎡、その他(1筆)28.00㎡、計(398筆)375,425.64㎡。7、関係人の数、受人46人、渡人30人、所有者128人、転貸人1人(新潟県農林公社)。8、実施地区、柏崎市。9、公告予定年月日につきましては、令和7(2025)年5月30日を予定しております。計画の明細は、216ページから252ページまでとなります。本件につきましては、本総会の議決をもって、市へこの計画は適当であることを回答いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

石塚議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見・御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

石塚議長

ないようですので、質疑を終了いたします。議第 9 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

石塚議長

議第 9 号について、事務局の提案のとおり決定いたします。

石塚議長

では続きまして、事務局より事務連絡をお願いします。

山崎事務局長

(その他連絡事項)

石塚議長

それでは以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午後 2 時 25 分

柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 石塚 道宏 _____

署名委員 関矢 光孝 _____

署名委員 灰野 善栄 _____

出席状況（総会議席表）

（令和7年3月28日現在）

農業委員					
議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	春日知代	出	11	月橋明日香	出
2	小柳直樹	出	12	前澤敏彦	出
3	安野檢一	出	13	水野美保	出
4	関矢光孝	出	14	金子武彦	出
5	佐藤敏	出	15	阿部淳一	出
6	内山正和	出	16	灰野善栄	出
7	石塚道宏	出	17	巻口夏美	出
8	高橋啓子	出	18	笹川宏	出
9	山波剛	欠	19	平野松夫	出
10	駒野博実	出			
出席委員 18 人 欠席委員 1 人 計 19 人					

農地利用最適化推進委員					
議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	竹内美博	出	15	上杉英之	出
2	田中正和	出	16	望月鉄心	出
3	中澤直寛	出	17	武井義明	出
4	中村耕一郎	出	18	飯塚透	出
5	小林勇	出	19	高橋公人	出
6	濁川武良	出	20	星野邦夫	出
7	渡辺秀和	出	21	長井昭	出
8	池田直友	出	22	山田信雄	欠
9	堀正則	出	23	澁江嘉輝	出
10	末崎正男	出	24	大橋昭作	出
11	阿部茂晴	出	25	中村茂幸	出
12	萩野勝茂	出	26	月岡学	欠
13	石黒芳和	出	27	徳永逸雄	出
14	長谷川久雄	欠			
出席委員 24 人 欠席委員 3 人 計 27 人					

農業委員会事務局職員

事務局長 山崎 哲夫、係長 大橋 大、主任 和田 一美、主事 吉田 文香